

# 懲戒処分等の公表

令和8年4月21日

令和8年4月21日付けで、職員の懲戒処分を行ったので、懲戒処分等の公表基準に基づき、下記のとおり公表します。

## 記

- 被処分者 教育委員会 主査 (57歳・男性)
- 処分の内容 減給10分の1 3箇月
- 処分年月日 令和8年4月21日

## 4 事案の概要

被処分者は、昨年7月及び10月、公用車を使用して外出した際、自身の用務を果たすために業務と無関係な場所に立ち寄り、公用車を私的に使用したほか、同年4月から10月までの間、通勤の際に勤務先敷地内にある町営駐車場に、所属部署からの報告で少なくとも計8回、無断で自家用車を駐車した上、町営駐車場の管理担当者であるにもかかわらず、減免処理機を使用して、当該無断駐車の内、記録媒体で確認できる限り少なくとも計4回、1,200円分の駐車料金の支払いを免れていた。また、勤務時間中に無断で離席、外出を繰り返す行為も同僚の報告等により少なくとも計5回確認されている。これらのいずれの行為についても、上司から指導・注意を受けていたにもかかわらず、改めることなく、行為を繰り返した。

これらの行為は、地方公務員法第32条「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」、同法第35条「職務専念義務」に反する行為であり、また、同法第33条「信用失墜行為の禁止」に該当するものであるため、同法第29条第1項の規定に基づき懲戒処分とし、支払いを免れた分の駐車料金1,200円の支払いを求めた。

## 5 処分に係る町長コメント

この度の被処分者の公務に関わる不適切な行為については、公務員としての職務倫理に反し、地方公務員法に違反する重大な問題であると受け止めております。

今後、このようなことが無いよう、職員一人ひとりが法令遵守と職務専念の重要性を再認識し、公正かつ誠実に公務遂行に努めるよう指導を強化することにより、再発防止に取り組んでまいります。

**【問い合わせ】**

長泉町行政課 行政庶務チーム 遠藤佑介      電話番号 055-989-5500